

控訴審に向けて

12月6日、年休裁判控訴審が大阪高裁で開催されます。

年休裁判大阪訴訟一審において大阪地裁は原告の請求を棄却ありきの恣意的な判断で不当判決を下しました。

休日勤務を実施しても年休が取得できないことが具体的な数値で示されているにもかかわらず強引に恒常的な要員不足の状態を否定し、5日前の時季変更権行使の不合理性についても大半の時季指定に対して5日前に時季変更権が行使され殆ど時季変更されているにもかかわらず、一部の年休が25日の勤務指定表で発表されていることをもって不合理とは認められないと判断しています。

年休制度は憲法25条1項に由来し、人がただ生きるだけではなく、よく生きる権利を有していることを保証するものです。この趣旨に基づき「時季指定権」を尊重し、年休は労働者が希望する日に取れることが原則とされ、使用者の時季変更権の行使は、あくまでも例外的措置でなければなりません。しかし、大阪地裁の判断は年休制度の趣意、原則としての時季指定権について言及することなく、使用者の立場に立って、使用者の時季変更権行使を権利の行使として適法かどうかという側からでしか検討していません。

控訴審においては年休制度の趣旨を踏まえ原則に則り判断を求めるものです。

第一回控訴審期日

12月6日 13時30分

大阪高裁73号法廷